

### 意

### 見

書

書(議員提出議案)を上程し、 はじめ関係機関に送付しました。 案のとおり可決しました。可決 した意見書は、内閣総理大臣を 定例会の最終日に、次の意見

## た社会の構築に関する意見書 仕事と生活の調和」が実現し

近年、人々のライフバランス

変化に十分対応できるものとな 中で、働き方や子育て支援など の社会的基盤は、必ずしもその スタイルや価値観が多様化する っていない。 政府と労使間の合意の下、平

組みや支援を行ってきた。しか どに対し、これまで様々な取り 調和推進の為の行動指針」が策 化は、一層進行している現状に う非正規雇用者の増加と、正規 の激化や産業構造の変化等に伴 を推進するため、市民や企業な 潮市では「仕事と生活の調和」 は重要な課題となっている。八 和(ワーク・ライフ・バラン 成19年12月に「仕事と生活の調 高止まりといった働き方の二極 雇用者に見られる長時間労働の 定され、「仕事と生活の調和」 ス)憲章」及び「仕事と生活の しながら、国内外の企業間競争

事と生活の調和」が実現した社 を推進するよう強く要望する。 指針を踏まえ、更なる取り組み 会を構築するため憲章及び行動 よって、国においては、 以上、地方自治法第99条の規 仕

定により意見書を提出する。 平成21年3月19日

提出先 衆議院議長 参議院議 内閣総理大臣 厚生労働大 埼玉県八潮市議会

え、新たな利用者負担の考え

これまでの経緯を十分に踏ま

方に基づき、法の規定を見直

担水準の継続は当然として、 って改善されている現行の負 での特別対策や緊急措置によ

# を求める意見書

党・障害者自立支援に関するプ 平成19年12月にまとめられた与 滑な運用のための特別対策や、 ロジェクトチーム報告書に基づ 自立支援法については、法の円 措置も取られてきたところであ く利用者負担の見直しなど緊急

関連、利用者負担の在り方など の全体像や、介護保険制度との れており、その中では、見直し 的見直しに向けて検討が進めら が議論されていると理解してい において、法施行3年後の抜本 その上で、現在、政府・与党

伴い、利用者負担などに係る今 まえ、以下の点について、適切 られた厳しい声などを十分に踏 要請します。 な見直しを行われるよう、強く 日まで障害者団体などから寄せ ついては、自立支援法施行に

以上、地方自治法第99条の規定

により意見書を提出する。

罰則をもって禁止されています!!

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行う

ことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止

されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭にお

ける贈答なども寄付になるので、注意してください。

×地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

「求めない」

「三ない運動」を徹底しましょう!

する結婚式のお祝い・香典があります。

×町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ

なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参

市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

との統合を前提とせず、あく るべき仕組みを検討すること までも障害者施策としての在 に当たっては、介護保険制度 最大の問題となっている利 障害者自立支援法の見直し

用者負担については、これま

とめたものです。

機関としての意思を意見にま る事件について当該議会の一

地方公共団体の公益に関す

障害者自立支援法の見直し

新体系への移行が円滑に進

平成18年に施行された障害者 を明確化し、障害程度区分に 発達障害や高次脳機能障害が 発達障害などの障害特性を反 ついても、身体、精神、知的、 自立支援法の対象となること うこと 用要件の抜本的な見直しを行 まない状況を踏まえ、施設利

5 地域生活支援事業につい 支援給付とし、移動支援やコ ために不可欠な事業は、自立 を図ること ミュニケーション支援の充実 て、障がい者が地域で暮らす を行うこと

の負担解消について、関連施 ること 策との関係を含め議論を深め 福祉的就労分野での利用者

提出先 厚生労働大臣 平成21年3月19日 埼玉県八潮市議会

用語

意見書とは

議員からの寄附は、

禁止されている寄付(例)

×祭りへの寄付や差し入れ

×落成式、開店祝の花輪

×議員の代理で出席する場合の結婚祝

×議員の代理で出席する場合の香典

×お中元、お歳暮

×入学祝、卒業祝

×葬式の花輪、供花

「贈らない」

「受け取らない」の

×病気見舞い

映するものとなるよう見直し

### ●第1回定例会日程●

障がい者の範囲について、

### 本 슾 議

開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報 3月2日(月) 告、請願上程付託、議案第1号から42号までの上程及び提 案理由の説明、議案第1号の質疑、討論、採決

> 슾 本

10日(火) 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託

本会議終了後、議会運営委員会 総務文教常任委員会 11日(水) 12日休 建設水道常任委員会 13日金 民経消防常任委員会 本会議(一般質問) 16日(月) 本会議(一般質問) 17日(火) 本会議(一般質問) 18日(水) 슾 本

委員会報告、質疑、討論、採決、追加議案(議案第43号 の上程及び提案理由の説明、 論、採決、閉会

19日(木)

者数74名】

# 【平成21年第1回定例会の傍時

## 10人までです。 委員会の傍聴できる人数は、

# 傍聴者入口から傍聴席に入りま

### 受付簿に住所・氏名を記入し、 ることのできる身近な方法です でも傍聴することができます。 席、一般席42席があります。 で、ぜひ傍聴してください。 傍聴は、市議会の活動にふれ 傍聴を希望される方は、傍聴 本会議場の傍聴席は、記者席

### 議会を 本会議及び委員会は、どなた ょ

# 傍聴しまし

## 議と同様です。 なお、傍聴の手続きは、